会計	繰越	検算	転記		
数	数	✓ ✓ 比 ✓	今 大 79		

（その１）

収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　あさおけいいちろうをささえるかい

1 政治団体の名称　浅尾慶一郎を支える会

2 主たる事務所の所在地　鎌倉市大船1-23-11
松岡ビル５階

3 代表者の氏名　（姓）三谷　（名）智雄

4 会計責任者の氏名　（姓）長尾　（名）有祐

事務担当者の氏名
（姓）高橋　（名）昌代
（電話）0467-47-5682
（電話）
（電話）

神奈川県 選挙管理委員会 令和－8.2.－6 収受 第 全15 号

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
□ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	（姓）浅尾　（名）慶一郎
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から まで	から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）	（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

0192

100/20

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	314,000
（前年からの繰越額）	313,653
（本年の収入額）	347
支　出　総　額	0
翌年への繰越額	314,000

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	347	
	合　　計	347	

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　2月　6日

政治団体の名称　浅尾慶一郎を支える会

会計責任者の氏名　長尾　有祐（長尾）

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年　２月　４日

浅尾慶一郎を支える会
代表　三谷　智雄　殿

登録政治資金監査人　小林 敏二
登　録　番　号　第　1303　号
研修終了年月日　平成20年11月21日

１．監査の概要

(1) 私は政治資金規制法（以下「法」という。）第19条の13第１項の規定に基づき、浅尾慶一郎を支える会の令和７年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成または徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、浅尾慶一郎を支える会の主たる事務所において行った。

２．監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、浅尾慶一郎を支える会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況は、当該支出は無いため記載事項は存在しなかった。なお、当該国会議員関係政治団体の会計責任者は当該記載のない会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第２項第３号に規定する事項について、法第12条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

３．業務制限

浅尾慶一郎を支える会と私との間には、法第19条の13第５項の規定に違反する事実はない。

以上